

茨城県で土砂等による土地の埋立て・盛土・堆積を行うには 許可や書面交付等の手続きが必要です！

Step1

許可又は届出をする

埋立て等を行う場合、場内の切り盛りのみで済む場合や公共事業等の一部の例外を除き、許可又は届出が必要です。



埋立て等区域の面積は5,000㎡以上ですか？

※ 埋立て等区域の面積は、実際に埋立て等を行う区域の面積をいい、保安区域、進入道路や現場事務所等は含みません。

はい

いいえ

県条例の適用除外に該当しますか？

はい

いいえ

市町村条例の適用除外に該当しますか？

はい

いいえ

県条例の適用除外に
該当しますか？

はい

いいえ

埋立て等の規制に関する
条例に基づく手続きは不要です

県の許可が
必要です

県への届出が
必要です

市町村の許可が
必要です

県条例の適用除外の例（許可・届出共通）
・ 場内の切り盛り
・ 公共事業として行う埋立て等
・ 採石場や砂利採取場の埋戻し
・ 運動場、駐車場等の管理行為 ……等
※ 碎石や袋詰め販売されている土砂のみを
使用する場合も、県条例の手続きは不要です。

許可の場合には事前協議から約半年程度必要になります。
届出の場合は、埋立て等を行う3日前（中2日）までに提出してください。



詳細は県庁HPを御覧ください

詳しくは、埋立て等を行おうとする
場所の市町村（土地の埋立て等
の規制担当課）までお問い合わせ
ください。

Step2

土砂等の発生元に書面(土砂等受入概要書)を交付する

県の許可を受けた埋立て等、県へ届出をした埋立て等及び市町村の許可を受けた埋立て等を行う際には、土砂等の発生元（掘削工事の元請事業者等）に対して、土砂等受入概要書を交付する必要があります。

また、土砂等の発生元は、土砂等を運搬する方（ダンプの運転手等）に対して、適合証明書を交付する必要があります。

書面交付・携帯の詳細や様式は県庁HPを御覧ください



Step3

適合証明書を携帯した方の土砂を受け入れて施工する

埋立て等を行う際は、次の流れで書面を交付・携帯することとなります。

埋立て等を行う際には、適合証明書を携帯していない土砂等を搬入する方（ダンプの運転手等）からの土砂等は受け入れないようにしてください。



土砂等を
発生させる方
(掘削工事の元請事業者等)

土砂等受入概要書交付

適合証明書交付

土砂等を搬入する方
(ダンプの運転手等)

適合証明書携帯

埋立て等を行
う方